

平成24年(2012年) 3月19日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 菅尾 英文

オンライン結合による提供の制限に関する意見について(答申)

平成24年2月6日付諮問書により諮問のあった介護保険指定機関等管理システム(以下「本件システム」という。)に係る姫路市と兵庫県とのオンライン結合による個人情報の提供については、適当と認めます。

なお、適当と認める理由は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由

1 本件システムの公益上の必要性について

(1) 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」等により、平成24年4月から介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、介護保険施設等(以下「サービス事業者等」という。)の新規指定(許可)、指定(許可)の更新及び変更届の受理等並びに監査等の権限が兵庫県から姫路市を含む政令市・中核市に移譲される予定です。

現在、姫路市に所在するサービス事業者等は、兵庫県に届出をし、兵庫県は姫路市に事業所及び代表者等の情報を提供しています。権限移譲後は、サービス事業者等は姫路市に直接届出をすることとなります。届出書には、サービス事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名並びに管理者等の氏名、生年月日及び住所等の個人情報が含まれています。

(2) 姫路市が総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用してサービス事業者等の基本情報、サービス情報及び報酬算定情報(以下「事業者情報」という。)を兵庫県に提供することは、姫路市及び兵庫県双方の事務処理の効率化が図られます。

提供された事業者情報を兵庫県は、介護保険法に定めるサービス事業者等の法令遵守等に関する業務管理体制の届出事務等に使用するほか、介護サービス費の審査支払業務に関し県内の市町が委託している兵庫県国民健康保険団体連合会に提供します。

よって、介護保険法に定める事務を適正かつ円滑に遂行するうえで公益上必要であると認められます。

2 本件システムにおける個人情報の保護について

本件システムは、L G W A Nを使用していますので、インターネットとの直接通信はできないようになっているほか、データはすべて暗号化して盗聴防止策を講じているなど、十分なセキュリティ対策がとられています。さらに、本件システムの利用に当たってはユーザ I Dやパスワードにより担当者を限定し、担当職員以外に漏洩することがないように適切な情報管理が講じられています。

また、データの管理については委託されますが、業者との契約の中に個人情報の取扱いに関する事項を設けて個人情報保護の徹底が図られます。さらに、業者のデータセンターにあるサーバー室は技術的に安全管理措置が施されており、関係者以外は出入りできないようにされています。

したがって、本件システムは、個人情報の保護のために必要な措置が施されていると認められます。